

1、 教育の考え方について

妊娠期から生涯を通じての、切れ目のない子ども・子育ての仕組みが重要であることは、前回の会議までに確認をされてきました。当然、教育につきましても、教育基本法によるところの生涯の教育、いわゆる学校教育法に示される満 3 歳からの学校による教育のみではなく、家庭、社会的養護、地域型給付の対象児童、認可外保育所等も含めた全ての子どもに対する教育であることが重要であることを確認したいと思います。すべての生まれる子どもたちは、環境、年齢にかかわらず、ひとしく教育の機会を持つことは当然であります。

乳幼児期において、保育が示すところの養護および教育の一体化した中での育ちが保障できるよう、幼稚園、保育所、認定こども園に限らず、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、病児病後児保育、居宅訪問型保育、地域子ども・子育て支援拠点事業等、すべての場が教育として重要であることを認識し、東京都の子供・子育て会議を進めていきたいと考えています。

2、 東京都認証保育所制度について

前回会議までに東京都認証保育所は新たな制度の施行と並行して、存続していくことを確認いたしました。配布資料においても、認証保育所に入所する児童が数多くいることは明確です。このような現況の中で、今後の東京都認証保育所の存在のあり方を論議する必要は東京都の子供・子育てを考える上で不可欠です。東京都認証保育所制度が並行して存続する場合の論点を提起したいと思います。よりよい東京の保育施策のために、委員の皆様での検討がお願いできればと思います。

【論点 1・給付認定の矛盾】認証保育所に入所する児童は、給付認定はされるが給付を受けることはできない。この矛盾をどう捉えるか。

【改善方法 1・認可保育所、認定こども園への移行促進】基礎自治体のニーズ調査により保育の必要な地域において、認可保育所としての認可・確認が取れる園については認可保育所に移行することにより、利用児童は給付を受けることが可能となる。何らかの理由（例えば参酌する基準に満たされないなど）認可保育所の認可・確認を受けられない場合においても、地方裁量型認定こども園としての基準を満たす場合には、地方裁量型認定こども園に移行することで利用児童は給付を受けることが可能になる。よって、認可保育所及び認定こども園への移行が可能な施設については、移行を促進する必要があるのではないか。

【改善方法 2・東京都単独施策】東京都認証保育所として今後も保育を行う。ただし、論点 1 は解決できない。そこで、以下の方法を提案する。

認証保育所と小規模保育の併設型…19 人以下の 0 歳児～2 歳児部分は、地域型給付による小規模保育として保育を行うことで、利用児童は給付を受けることが可能になる。運営に資する経費は、公定価格による小規模保育として支出され、保護者負担金も応能負担となる。3 歳児～就学前児童については、東京都単独施策としての認証保育所制度として運営する。

【問題点】3 歳児～就学前児童については、論点 1 の給付認定はされるが給付を受けられない状況は改善できない。そこで、運営に資する経費の内、保護者負担金については応能負担、もしくは基礎自治体による認可保育所利用者負担軽減分、1 号給付認定については私立幼稚園修園奨励費と同等の利用者補助を基礎自治体に義務付けることで、保護者の利用料負担を軽減してはどうか。

3、 母子福祉資金貸付制度等の柔軟な運用

既存の制度をより使いやすいように運用することで、新たな取り組みのみでなく子育てしやすく子どもがより育ちやすい環境を構築していくことも必要ではないか。